

機関からの降雨予測データを活用するなど、気象情報の収集に努めること。

②豪雨時には、浸水被害が予想される地区の巡視等により、状況の早期把握に努めること。また、その際には防災事務に従事する者の安全確保に留意すること。

ウ. 豪雨後においては、以下の諸事項に留意し、対応をお願いします。

①豪雨後には、速やかに浸水被害の有無やその程度、下水道施設の被災の有無やその程度等の十分な把握に努めること。また、浸水被害や下水道施設の被災がある場合は、適切な対応を図るとともに、「都市浸水被害の報告様式の変更について」（令和3年11月8日付下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡）及び「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」（令和4年4月1日付下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）に基づき、速やかに報告すること。

②豪雨時に発現した下水道施設の整備効果については、住民への速やかな情報提供に努めること。

③都道府県知事は、公衆衛生上重大な危害が生じるような浸水被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、下水道法第37条第1項の規定に基づき、下水道管理者に対し必要な指示を行うことができることに留意し、適切に対応すること。

(5)安全の確保について

(1)から(4)の業務のうち、特に増水、高潮等の後における所管施設の被災状況の把握などにおいては、当該事務に従事する者の安全確保に留意するようお願いします。

(6)出水期間中の工事の施工について

ア. 河川、海岸等に設置する工作物に関する工事、災害の誘因となる恐れのあるものや、工事関係者が災害を受ける恐れのあるものの施工は、出水期間中は極力避けるようお願いします。

イ. 砂防指定地、地すべり防止区域等に設置する施設に関する工事、土石流等の発生の恐れのある溪流等工事関係者が災害を受ける恐れのある箇所における施工は、工事従事者の安全確保等に十分留意するようお願いします。

ウ. 雨水が流入する下水道管きょ内における工事、調査及び維持管理作業等（以下「管きょ内工事等」という。）については、出水期間中は極力避けるものとし、出水期間中にやむを得ず管きょ内工事等をする場合には、事故防止対策を十分講ずるとともに、管きょ内水位の急激な上昇のおそれがあるような場合には速やかに管きょ内工事等を中止する等の措置を講ずるようお願いします。なお、現場特性に応じた工事等の中止基準・再開基準の設定や迅速に退避するための対応等について、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」にとりまとめているので、参考にしてください。

エ. 工事期間が長期にわたるもの等出水期間中に施工することが特にやむを得ないものについては、その施工に際して、工事施工箇所周辺も含めて適切な防災措置を講ずるとともに、許可工作物設置者に対しても同趣旨について、十分に指導監督を行うようお願いします。

オ. 工事資材等により河積を阻害している事例や、仮締切の構造が不適切な事例も見受けられることから、事前の対応に万全を期すようお願いします。

カ. 「土砂災害等発生時の緊急連絡先について」（令和4年3月29日付砂防部保全課土砂災害対策室長事務連絡）により周知したとおり、工事故関連の情報連絡について、確実に実施するようお願いします。

キ. 工事中の施設については、増水、高潮等による手戻りの防止対策を十分考慮するとともに、あらかじめ出来高の確認を行う等工事費の精算に支障を来さないよう資料の整備をお願いします。

ク. 増水、高潮、突風等に際して工事用建設機械、足場、仮囲い、工事看板及び材料等の流失・損壊、飛散を生じさせることのないよう、これらの管理に十分留意し、施工業者にその旨周知徹底をお願いします。

2. 災害時の体制の充実・強化について

(1)水防に関する体制の充実・強化

ア. 出水期前を基本に市町村等関係機関と水害対応タイムラインの確認を行い、洪水対応演習等においても、タイムラインに基づく訓練を行うなど、適切に演習等を実施するようお願いしたい。その際明らかになった課題を踏まえ、タイムラインの見直しを行うようお願いします。

イ. 河川の氾濫のおそれのある場合は、市町村長とのホットラインにより、必要に応じて、直接、河川の状況、水位変化、今後の見通し等の情報提供を行うようお願いします。

なお、洪水予報やホットラインなど、洪水時に市町村に提供する情報とその対応等については、市町村長とあらかじめ確認しておくようお願いします。

また、出水時のホットラインの実施状況等については、積極的に公表するとともに、WEB 会議システムを用いたホットラインについても積極的に実施するようお願いします。

ウ. 堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努めるようお願いします。

エ. 災害協定等に基づく出動要請に備えて建設業者等が待機する場合、「災害協定に基づく活動に備えた待機時における作業員等の安全確保について」（令和2年9月18日付国水防第93号、防災課長通知）等に基づき、作業員等の安全確保に留意するようお願いします。

オ. 関係市町村及び関係水防管理団体等の関係機関と、以下の水防に必要な情報の共有に努めるようお願いします。

- ・ 氾濫危険水位を設定した箇所の水位と洪水予報観測所の水位との関係
- ・ 氾濫危険水位を設定した箇所毎の浸水が想定される区域等
- ・ 内水・高潮・津波により浸水が想定される区域など

カ. 災害発生時において、応急対策活動や市町村等が行う避難誘導等に必要な情報であ





















